

令和6年度第4回岩手県子ども・子育て会議

日時： 令和7年2月5日（水）13：30～15：30

場所： エスポワールいわて 2階大中ホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

「いわてこどもプラン（2025～2029）」（最終案）について 【資料1】

4 報 告

第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の会議結果の報告について

【資料2】

5 閉 会

令和6年度第4回岩手県子ども・子育て会議 出席者名簿

【委員】

◎：会長 ○：副会長

区分	分野	所属団体	職名	氏名	備考
子どもの保護者	保育所保護者	かがの・ohana保育園2H会		藤村 聖	欠席
	幼稚園保護者	岩手県私立幼稚園・認定こども園PTA連合会	会長	元居 桂子	
	小・中学生保護者	一般社団法人岩手県PTA連合会	副会長	山口 真樹	
子ども・子育て支援事業者	保育	社会福祉法人岩手県社会福祉協議会・保育協議会	会長	稲田 泰文	
		日本保育協会岩手県支部	支部長	芳賀 カンナ	
		岩手県私立保育連盟	会長	高橋 学	
	教育	岩手県国公立幼稚園・こども園協議会	事務局	山本 ゆかり	
		岩手県私立幼稚園・認定こども園連合会	会長	今西 界雄	
	子育て支援	認定NPO法人いわて子育てネット	事務局長	千田 志保	
		社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	常務理事兼事務局長	藤澤 良志	欠席
	健全育成	岩手県学童保育連絡協議会	事務局次長	橋本 有紀	
		社会福祉法人岩手県社会福祉協議会岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会	副会長	長崎 由紀	
	福祉	岩手県民生委員児童委員協議会	副会長	○ 米田 ハツエ	欠席
		岩手県児童養護施設協議会	会長	佐藤 孝	
岩手県母子寡婦福祉連合会		副会長	米田 千賀子		
学識経験者	大学	岩手県立大学社会福祉学部	教授	高橋 聡	
		盛岡大学短期大学部	教授	◎ 大塚 健樹	
その他知事が必要と認めるもの	行政	花巻市健康福祉部こども課	課長	松原 弘明	
		普代村保健センター	所長	松葉 義人	欠席
	教育	岩手県小学校長会	専門委員	八重樫 深雪	欠席
		岩手県中学校長会	常任理事	久慈 孝	
	保健医療	岩手県医師会	常任理事	金濱 誠己	
		岩手県医師会	常任理事	吉田 耕太郎	
	労働	岩手県経済同友会	専務理事・事務局長	中島 勝志	
		日本労働組合総連合会岩手県連合会	副事務局長	今野 善文	鈴木委員代理
	報道	株式会社岩手めんこいテレビ	総務局総務部副部長	津野 牧子	
	公募			高橋 友妃子	

【事務局】

部局名	課室名	職名	氏名
保健福祉部	子ども子育て支援室	副部長	加藤 勝章
		室長	前川 貴美子
		次世代育成課長	齋藤 晴紀
		子ども家庭担当課長	金野 昇
		子育て支援担当課長	才川 拓美
		特命課長(少子化対策)	佐藤 泰宗
		主任主査	目時 麻由
		主査	廣田 悠人
		主事	小田島 宇

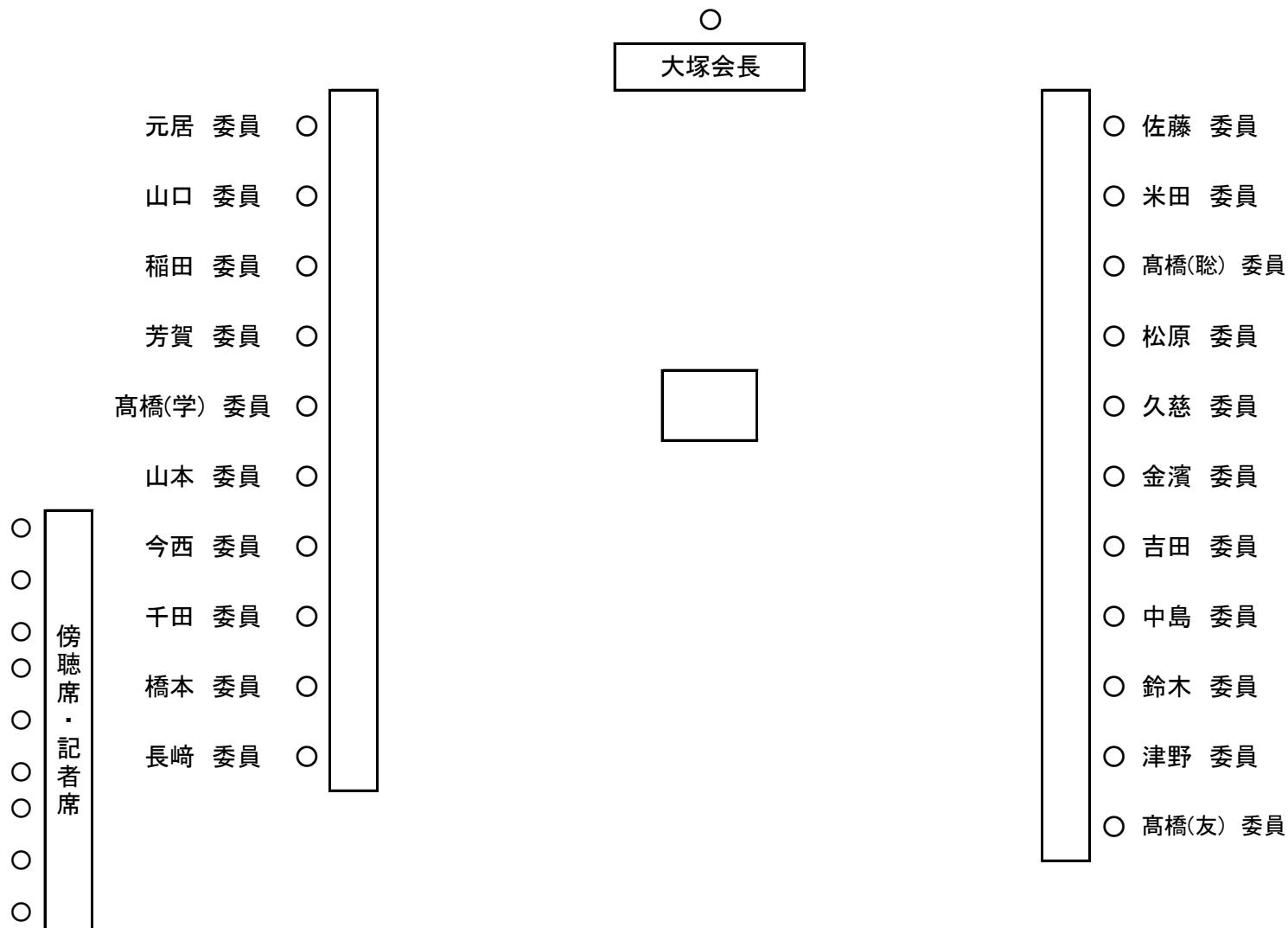
【いわて子どもプラン関係室課】

部局名	室課名	職名	氏名
復興防災部	復興危機管理室	特命参事兼企画課長	山本 洋樹
環境生活部	環境生活企画室	企画課長	吉田 知教
	県民くらしの安全課	主査	晴山 久美子
	若者女性協働推進室	青少年・男女共同参画課長	藤井 茂樹
保健福祉部	保健福祉企画室	企画課長	田内 慎也
	健康国保課	国保担当課長	佐々木 卓也
	地域福祉課	主事	白濱 新
	障がい保健福祉課	主任主査	内藤 和宏
	医療政策室	特命課長	小原 哲也
商工労働観光部	商工企画室	企画課長	齋藤 深雪
	定住推進・雇用労働室	雇用推進課長	小野寺 こずえ
農林水産部	農林水産企画室	主査	佐藤 祐介
県土整備部	県土整備企画室	企画課長	高橋 正志
	建築住宅課	主任主査	松浦 剛
教育委員会事務局	教育企画室	主任主査	小野寺 力
	保健体育課	主幹兼保健体育担当課長	粒來 幸次
	生涯学習文化財課	主任社会教育主事	高橋 省一
警察本部	警務課	企画係長	佐藤 敦
	人身安全少年課	少年企画補佐	米島 洋美

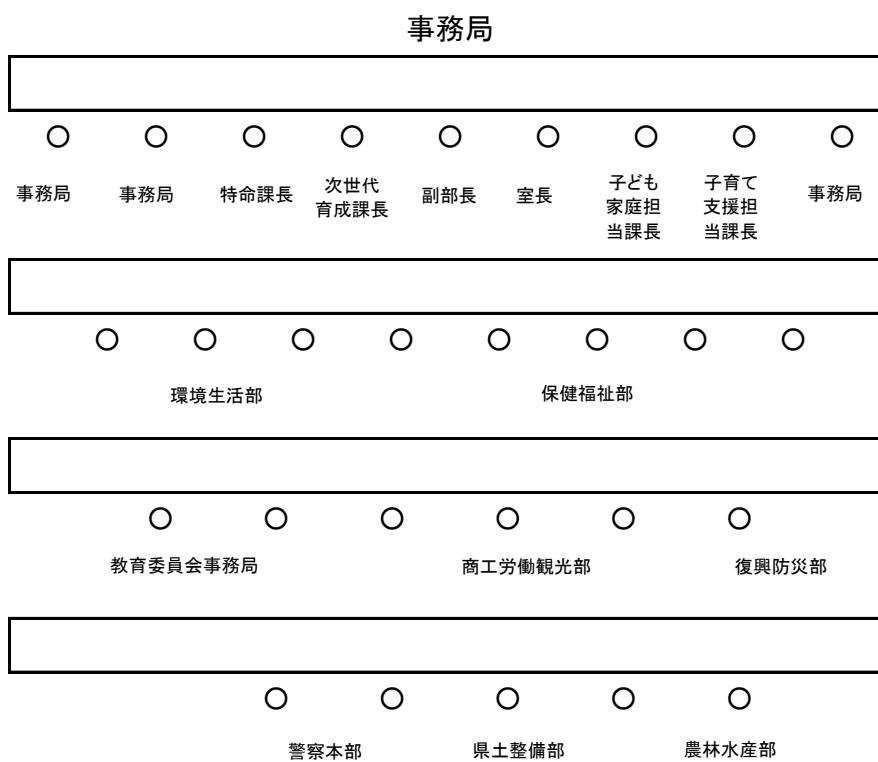
令和6年度第4回岩手県子ども・子育て会議 座席表

日時： 令和7年2月5日(水) 13:30~15:30

場所： エスポワールいわて 2階大中ホール



(出入口)



○岩手県子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 10 月 18 日条例第 69 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 4 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定に基づき、岩手県子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

一部改正〔平成 26 年条例 102 号・令和 5 年 20 号〕

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

4 前 2 条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取)

第6条 子ども・子育て会議は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 10 月 20 日条例第 102 号)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岩手県子ども・子育て会議は、この条例の施行の前においても、改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の規定による調査審議(同法第 17 条第 3 項に係るものに限る。)を行うことができる。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

「いわてこどもプラン（2025～2029）」 （最終案）について

令和7年2月
岩手県

**「いわてこどもプラン（2025～2029）」
（最終案）の概要**

いわてこどもプラン(2025~2029)【最終案】の概要

1 基本的な考え方

いわての子どもを健やかに育む条例(平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。)第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するもの。

本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としているもの。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の性格位置づけ(策定根拠)

- (1) いわての子ども健やかに育む条例 に基づく「実施計画」
- (2) こども基本法 に基づく「都道府県こども計画」
- (3) 次世代育成支援対策推進法 に基づく「都道府県行動計画」
- (4) 子ども若者育成支援推進法 に基づく「都道府県子ども若者計画」
- (5) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 に基づく「都道府県計画」
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法 に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」

いわての子どもを健やかに育む条例の基本理念

子ども・子育て支援は、

- ① 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。
- ② 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。
- ③ 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

※ 計画の策定に当たって、県内のこども・若者、関係者等からの意見聴取を行ったもの。

いわてこどもプラン(2025~2029)の策定プロセス

◎ 策定プロセス

令和6年2月~8月	<ul style="list-style-type: none">・ 岩手県子ども・子育て会議において策定方針、骨子案等を審議
令和6年8月~12月	<ul style="list-style-type: none">・ 関係者(こども・若者、関係団体等)からの意見聴取を実施(12月までに49団体、のべ119人)
令和6年11月	<ul style="list-style-type: none">・ 令和6年度第3回岩手県子ども・子育て会議において素案を審議・ 県議会へ素案を説明
令和6年11月~12月	<ul style="list-style-type: none">・ 地域説明会を開催(県内4箇所、参加者数 88人) 11/12:釜石市、11/29:盛岡市、12/9:奥州市、12/11:久慈市
令和6年11月22日 ~12月23日	<ul style="list-style-type: none">・ 素案に対するパブリック・コメントを実施
令和7年2月	<ul style="list-style-type: none">・ 令和6年度第4回岩手県子ども・子育て会議において最終案を審議・ 県議会へ最終案を説明
令和7年3月	策定(予定)

パブリック・コメント等の実施①

パブリック・コメントの実施状況

実施期間: 令和6年11月22日(金)～12月23日(月)

※ パブリック・コメントは、プランをわかりやすい表現にした、やさしい版を作成

(注) パブリック・コメントの実施に当たっては、大人からの意見、子どもからの意見には、明確には区分していないため、小学校高学年程度が理解できるような言葉遣いを用いた「やさしい版」の様式を用いて回答されたもの等、回答者が子どもと判断されるものを子どもとして区分している。

岩手県では、「いわてこどもプラン(2025～2029)」という、子どもや子育てする人たちを応援するための計画をつくろうとしています。



こたえ
次の3つの「いわて」のすがたが実現されることを目指す計画です!

- ① いわてに住むみんなが自分らしくいられて、子どもが周りの人から愛され、大切にされていることを感じられるいわて
- ② 子どもが大人と同じようにひとりの人間として認められ、自分の意見を言ったり、活躍したりすることができるいわて
- ③ 結婚したり、赤ちゃんを産んだり、子育てをすることを、途切れることなくみんなで支え、子どもを健やかに育てやすく、子どもが幸せに成長することができるいわて

いわてこどもプランを進める7つの取組

「いわてこどもプラン(2025～2029)」では、次の7つの取組を進めていくことを考えています。

1. 子どもや若者の権利に関する取組
子どもや若者の意見を取り入れて、子どもや若者が大事にされる社会をつくります
2. 生まれてくる赤ちゃんや小さい子どもたちのための取組
子どもたちが良い人生を送れるようにするために、結婚したい人、子どもを持ちたい人、小さい子どもを育てる人などを支援します
3. 小学生から高校生までの年代の子どもたちのための取組
小学生から高校生までの年代の子どもたちが、心も体も元気に成長できるように、学校や地域などで支援します
4. 若者のための取組
子どもたちが成長してからも、健康に育ち、自分で考えて行動できるようにするとともに、若者が社会で活躍できるように支援します
5. 困りごとを抱えた子どもとその家族のための取組
困りごとを抱えた子どもやその家族を助け、生まれ育った環境に関係なく、子どもたちが安心して成長できるような社会をつくります
6. 子どもとその家族が健やかに暮らしするための取組
子どもを安心して産み育てられるように、医療、安全で安心なまちづくり、働きやすい環境づくりなど、社会全体で支援します
7. 東日本大震災津波で大変な思いをした子どもとその家族のための取組
東日本大震災津波で大変な思いをした子どもたちやその家族を支援します



	件数	A 全部反映	B 一部反映	C 趣旨同一	D 参考	E 対応困難	F その他
大人	82	1	4	22	53	0	2
子ども	153	0	0	71	64	0	18
【合計】	235	1	4	93	117	0	20

子どもからの主な意見

区分	意見
趣旨同一	いわてこどもプランを読んで、7つの取り組みというものがあるのを初めて知りました。4ページの7つの取り組みがいいと思いました。理由は、7つの取り組みをすることで、多くの人の力になると思ったからです。 7ページを読んで東日本大震災の影響を受けた人たちに、支援をするのが良いと思いました。
参考	目が見えない人のために音が出る信号機を増やす取り組みをして欲しいです。 公園に、バスケットゴールや、サッカーゴールを設置してほしい。
その他	私は、いわてこどもプランを読んで、困りごとを抱えた子どもや家族を助け生まれ育った環境に関係なく、子どもたちが安心して、成長できるような会社を作りますのところが努力しているんだなと思いました。。

パブリック・コメント等の実施②

◎ 意見聴取の実施状況(詳細)

1 アンケート等の実施

実施時期	名称	方法	対象	回答数(回答率)
R5.9~10	高校生の生活状況アンケート (ヤングケアラーに係る実態調査)	アンケート(オンライン)	県内高校2年生	6,559人(65.6%)
R5.12	ひとり親世帯等実態調査	アンケート(調査票)	母子世帯、父子世帯、養育者世帯及び寡婦世帯	863人(43.2%)
R5.12~ R6.1	子どもの生活実態アンケート調査	アンケート(オンライン)	県内小学5年生、中学2年生とその保護者	6,780人(35.60%)
R6.9~11	青少年の健全育成に関する意識調査	アンケート(調査票)	県内中高校生、20~30代若者	県内中高校生:476人(95.2%)
R6.10~12	ライフプラン設計に関するアンケート	アンケート(調査票)	県内高校生	171人(-)

2 こども、若者からの意見聴取

月日	対象	意見聴取方法	意見聴取テーマ
10/3	盛岡市内中学生	ワークショップ(対面)	若者活躍、子どもの居場所、悩み相談等
10/4	県内中学生	ワークショップ(オンライン)	同上

3 関係者等からの意見聴取

月日	意見聴取先	意見聴取テーマ	月日	意見聴取先	意見聴取テーマ
8/28	若者カフェマスター	若者活躍、若者県内定着	9/19、 10/14	いわて子育てサポートセンター (職員、利用者)	遊び場整備、子育てしやすいまちづくり
9/17	岩手県不妊治療協議会	不妊治療	9/23	子どもの居場所ネットワークいわて構成団体	子どもの居場所
9/17	ジョブカフェいわて	ワークライフバランス	10/16・ 18	岩手県子ども・若者自立支援 ネットワーク会議構成団体	多様な困難を抱えるこどもへの支援のあり方
9/18	岩手県産婦人科医会	産後ケア	11/15	いわてこどもケアセンター	被災した子どもや家族への心のケア
10/15・ 29	市町村(県央圏域、久慈圏域)	産後ケア			

※ 意見聴取において頂いた意見は、プランや県の取組への反映について検討を行ったもの。

パブリック・コメント等の実施③（意見等の主な反映内容）

意見等	反映	反映項目	反映内容
<p>【青少年の健全育成に関する意識調査について】 県では定期に「青少年の健全育成に関する意識調査」を実施しているが、この調査は素案でいうところの思春期からポスト青年期までを対象とし、まさにこども・若者の意見を表す有益な資料であり、素案第2章に盛り込むべきと思われる。</p>	A (全部反映)	【こどもプラン:p.26、29】 第2章6	【追記】 最終案の第2章に結果の一部をプランに盛り込むとともに、調査結果の詳細を、県のホームページに掲載予定。 ※「青少年の健全育成に関する意識調査」は、こども・若者の意識や行動の把握を目的として3年ごとに実施し、今年度(令和6年度)9月から調査を実施したもの。
<p>【用語の整理について】 いきなりSTEAMという単語が出てきて何の説明もないため意味不明である。この段落の文章を修正すべきである。</p>	B (一部反映)	【こどもプラン:p.77】 第4章4(3)イ(ウ)	【追記】 STEAMに関して、プランの本文に、「STEAM(教育):教育再生実行会議第11次提言において、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科横断的な教育」とされているもの。」と注を付す。
<p>【目指す姿指標】 目指す姿の三つの内容のうち、一つ目と二つ目は、「こども」の側に立った目標であるが、目指す姿指標にはこの到達度を表すものがないのではないか(「目標設定の考え方」の説明は、間接的なもので、「こども」の立場にはたっていないのではないか。)</p>	B (一部反映)	【こどもプラン:p.58】 第4章2	【追記】 「自己肯定感を持つ児童生徒の割合」(いわて県民計画の長期ビジョン「教育」の政策分野の主要指標)を「目指す姿指標」に追加。
<p>【プランの発信について】 考えやプランは見やすく、分かりやすく、伝えやすくすべき。</p>	B (一部反映)	全体	パブリック・コメントの実施に当たって、プランをわかりやすい表現にした、「やさしい版」を作成。
<p>【目指す姿指標】 目指す姿が示されているので、「こどもが愛情を実感できている割合」や「県民がこどもを健やかに育てやすいと実感している割合」など、こどもや県民がどう感じているか主観的な指標を前面に出したほうが、こどもプランとして筋が通るのでは？目指す姿指標の順番について、様々な施策を実施し、環境づくりをして、合計特殊出生率が伸びていくということだと思うので、最後に合計特殊出生率を掲げるのがふさわしいのではないかと？ 県民計画では「幸福」ということを打ち出し、主観的指標と客観指標を組み合わせているということを検討して検討していただきたい。</p>	B (一部反映)	【こどもプラン:p.58】 第4章2	【追記】 主観的な指標である「自己肯定感を持つ児童生徒の割合」(いわて県民計画の長期ビジョン「教育」の政策分野の主要指標)を「目指す姿指標」に追加。

いわてこどもプラン(2025~2029)の「目指す姿」

本プランの目指す姿

県民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、その中でこどもが愛情を感じ、大切にされていることを実感できるいわて

こどもが大人と対等の個人として信頼され、社会の一員として参画できるいわて

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もがこどもをすこやかに育みやすく、こどもが幸せに育つことができるいわて

本プランの目指す姿についての考え方

- ・ こどもは、生きていく底力や大人にはない能力を持つ主体として尊重され、大人は、その存在意義に対して敬意を払う。
- ・ こどもと大人は、対等な個人の存在として、互いに様々な意見を聞き、自己決定をしていく。
- ・ 大人は、こどもが意見を出しやすくするよう、こどもの意見を引き出す役割をもつ。
- ・ こども、若者、子育てする方々を、ライフステージに応じて切れ目なく支援し、一人ひとりに寄り添った取組を推進することで、様々な「生きにくさ」を「生きやすさ」に変えていく。
- ・ 結婚や出産は、個人の決定に基づくものであることを基本とし、地域社会全体で、子育てをする方々や、こどもを温かく見守る環境づくりを推進し、すべての県民が自由に自己実現でき、希望をかなえられるように県全体で取り組む。

※ 「目指す姿」については、県内中学生との意見交換の中でいただいた意見に基づき検討を行ったもの。

<主な意見>

- ・ どんな感じで助けてくれるか、未来を支えてくれるのか。「目指す姿」を見てわかるとよい。「支援」など助ける意味の言葉があるとよい。
- ・ 家族や先生の愛情を感じたときのほか、自分が社会の一員として尊重されているとき、地域の構成員のおかげで自分の生活が成り立っていることに気づいたときなどに、自分が大事にされていると感じる。
- ・ 勉強のことを先生に聞きにくいことがあるなど、もっと大人との壁を無くしたい。

素案からの主な変更箇所（「目指す姿指標」）

- 素案においては、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を「目指す姿指標」としていたため、こどもや若者等の目線に基づく主観的指標が設定されていなかったところ。
- 最終案においては、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンにおける主要な指標のうち、本プランにおいて推進する具体の取組に関連し、かつ「目指す姿」の実現に向けた取組状況を評価できるものを追加することとした。
- 具体的には、こども大綱の内容等も踏まえ、「自己肯定感を持つ児童生徒の割合」（いわて県民計画の長期ビジョン「教育」の政策分野の主要指標）を「目指す姿指標」に追加するもの。

【地域説明会等での意見】

- ・ こどもや県民がどう感じているか主観的な指標を出したほうがよいのではないか。
- ・ 目指す姿指標に、こどもや若者が主語のものがない。

<最終案における「目指す姿指標」>

	指標名	考え方
1	合計特殊出生率	結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、 <u>若い世代の就労、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての願いに応え、出生率の向上を目指します。</u>
2	男性の家事時間割合	<u>社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができるよう、共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大を目指します。</u>
3	総実労働時間	<u>個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができ、こどもと向き合う時間をしっかりと確保できるよう、長時間労働の是正や働き方改革を進め、子育てと仕事を両立できる環境を目指します。</u>
4	自己肯定感を持つ児童生徒の割合	こどもたちが、 <u>自他を大切に、多様な価値観を認め合い、様々な人々と協働していく人間性や社会性を身に付け、社会の一員として主体的に社会に参画しようとする意識が形成されることを目指します。</u>

追加

※ 本計画は、いわて県民計画(2019～2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、県民計画との整合性を図り、「目指す姿指標」を設定しているもの。

素案からの主な変更箇所（「推進する施策を構成する具体の取組」）

素案	最終案
<p>(1)子ども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る ア 子どもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めていきます</p> <p>【主要な施策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を十分に尊重し、尊厳を重んじ、その有する権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。 また、子ども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容を広く周知し、社会全体で共有を図ります。 全ての年代の子どもや若者、子育て当事者が、安全・安心な環境のもと、意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、発信します。 これにより、子どもが関係する施策の質を向上させるとともに、子どもの意見の表明・参画機会の醸成を図ります。 	<p>(1)子ども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る ア 子どもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めていきます</p> <p>【主要な施策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を十分に尊重し、尊厳を重んじ、その有する権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ります。 また、子ども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容を広く周知し、社会全体で共有を図ります。 全ての年代の子どもや若者、子育て当事者が、安全・安心な環境のもと、意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させ、発信します。 <u>意見の聴取や情報発信の実施に当たっては、SNSやヒアリング、アンケートなど様々な手法を活用し、効果的なコミュニケーションを図ります。</u> これにより、子どもが関係する施策の質を向上させるとともに、子どもの意見の表明・参画機会の醸成を図ります。
<p>【変更内容】</p> <p>審議会等の意見を踏まえ、意見の聴取や情報発信の実施に当たって、SNSやヒアリング、アンケートなど様々な手法を活用し、効果的なコミュニケーションを図ることについて、追加して記載</p>	

素案からの主な変更箇所（「推進する施策を構成する具体の取組」）

素案	最終案
<p>(3)こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期) イ 児童生徒の豊かな学力を育みます (ウ) 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進 【主要な施策の概要】 ・ 文理の枠を超えた学びを通じて、高等学校の早期の段階から生徒の理数分野への興味・関心をかん養し、理系人材やデータを収集・分析・利活用し総合的に社会の課題を解決できる人材の輩出を加速するため、探究的な学習をSTEAMの視点から深める取組を推進します。</p>	<p>(3)こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期) イ 児童生徒の豊かな学力を育みます (ウ) 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進 【主要な施策の概要】 ・ 文理の枠を超えた学びを通じて、高等学校の早期の段階から生徒の理数分野への興味・関心をかん養し、理系人材やデータを収集・分析・利活用し総合的に社会の課題を解決できる人材の輩出を加速するため、探究的な学習をSTEAM(※)の視点から深める取組を推進します。 ※ STEAM(教育):教育再生実行会議第11次提言において、「各教科での学習を実社会での問題発見・解決にかاشていくための教科横断的な教育」とされているもの。</p>
<p>【変更内容】 パブリックコメントを踏まえ、STEAM(教育)について、注釈を追加して記載</p>	

素案からの主な変更箇所（「推進する施策を構成する具体の取組」）

素案	最終案
<p>(4)健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期） ア 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりを推進します 【現状・課題】 ・ 若年無業者やヤングケアラーなど、社会的自立に困難を有するこども・若者や家族等に対して支援を行うに当たっては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など多様な関係機関がネットワークを形成し連携する必要があります。</p>	<p>(4)健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期） ア 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりを推進します 【現状・課題】 ・ 若年無業者やヤングケアラー、<u>発達に特性のある若者、非行を犯してしまった若者など</u>、社会的自立に困難を有するこども・若者や家族等に対して支援を行うに当たっては、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用など多様な関係機関がネットワークを形成し連携する必要があります。</p>
<p>【変更内容】 部局所管審議会等の意見を踏まえ、発達に特性のある若者、非行を犯してしまった若者について、追加して記載</p>	
<p>(4)健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期） エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します 【現状・課題】 ・ 若者同士の交流や地域参画によって、若者自身の学びや地域活性化が期待される場所ですが、活動を促進するためには、活動場所や資金、助言などの支えも必要です。</p>	<p>(4)健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期） エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します 【現状・課題】 ・ 若者同士の交流や地域参画によって、若者自身の学びや地域活性化が期待される場所ですが、<u>若者の中には、チャレンジの第一歩を踏み出せない人やチャレンジの機会に恵まれない人もいます。若者の活動を促進するためには、活動場所や資金のほか、助言や応援をくれる仲間などの支えが重要です。</u></p>
<p>【変更内容】 部局所管審議会等の意見を踏まえ、若者のチャレンジの支援について、追加して記載</p>	

素案からの主な変更箇所（「推進する施策を構成する具体の取組」）

素案	最終案
<p>(7)東日本大震災津波の影響を受けた子どもや保護者を支援する (ア) 被災地のこどものこころのケアの推進 【主要な施策の概要】 ・トラウマに対する専門的な治療、専門スタッフの確保・養成、地域の子ども家庭支援者への研修を一体的に実施し、子どもや家族への心のケアを継続的に実施します。</p>	<p>(7)東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けた子どもや保護者を支援する (ア) 被災地のこどものこころのケアの推進 【主要な施策の概要】 <u>トラウマが子どもの発達にもたらす長期的影響に関する知見を踏まえ、震災そのものによるトラウマ体験等の有無に関わらず、幅広くトラウマインフォームドケア(※1)の視点を持ち、被災地の子どもとその家族への支援を実施します。</u> <u>今後、自然災害や感染症等の様々な逆境的体験の影響を受けた子どもに対する心のケアが必要になる事態も想定しながら、トラウマに対する専門的な治療、専門スタッフの確保、地域の子ども家庭支援者への研修、トラウマケアに関する周知活動を一体的に実施し、子どもや家族への心のケアを継続的に実施します。</u> <u>※1 トラウマインフォームドケア: 支援に携わる人たちがトラウマについての知識や対応を身に付け、支援の対象となる人たちに「トラウマがあるかもしれない」という視点を持ってかかわる支援の枠組みのこと。</u></p>
<p>【変更内容】 関係者等からの意見を踏まえ、トラウマインフォームドケアの視点を持った支援等について、追加して記載</p>	

素案からの主な変更箇所（「推進する施策を構成する具体の取組」）

素案	最終案
<p>(7)東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けた子どもや保護者を支援する (イ) 要保護児童への支援 【主要な施策の概要】 ・ 子どもの関わる支援者が子どものトラウマ支援について理解し、多職種協働による支援が推進されるよう、学校関係者や児童福祉施設等の職員の資質向上等の研修を支援します。</p>	<p>(7)東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けた子どもや保護者を支援する (イ) 要保護児童への支援 【主要な施策の概要】 ・ <u>教育・福祉・保健・医療等</u>子どもの関わる支援者が、<u>子どものトラウマ支援について正しく理解し、多職種協働による支援が推進されるよう、研修やスーパーバイズ(※2)等を通じて支援者の資質向上等を支援します。</u> <u>※2 スーパーバイズ:これから取り組もうとする支援、または今取り組んでいる支援について、スーパーバイザー(学識経験者など)により、アドバイス・指導をしてもらうこと</u></p>
<p>【変更内容】 関係者等からの意見を踏まえ、研修やスーパーバイズ等を通じた支援者の資質向上等の支援について、追加して記載</p>	

素案からの主な変更箇所（「推進する施策を構成する具体の取組」）

素案	最終案
<p>(7)東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けた子どもや保護者を支援する イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災津波により、被災した児童生徒が経済的理由により修学を断念することがないよう、社会人になるまでの修学の支援や教育の充実を図る必要があります。 <p>【主要な施策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した児童生徒等が安心して学ぶことにより希望する進路を実現できるよう、「いわての学び希望基金」の活用などを通じて、就学支援等の充実を図ります。 	<p>(7)東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けた子どもや保護者を支援する イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します</p> <p>【現状・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災津波により、被災した児童生徒が経済的理由や本人・家族の精神保健上の理由等により修学を断念することがないよう、社会人になるまでの修学の支援や教育の充実を図る必要があります。 <p>【主要な施策の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災した児童生徒等が安心して学ぶことにより希望する進路を実現できるよう、「いわての学び希望基金」の活用などを通じて、就学支援・心理的支援の充実を図ります。
<p>【変更内容】 関係者等からの意見を踏まえ、心理的支援の充実について、追加して記載</p>	

**「いわてこどもプラン（2025～2029）」
（最終案）の全体像**

用語の整理

「こども」の定義について

本計画における「こども」は、国の「こども基本法」や「こども大綱」などを勘案し、**「心身の発達の過程にある者」とする。**

「こども」の表記について

特別な場合（※）を除き、**原則として、平仮名表記の「こども」を用いる。**

※ 法令に根拠がある語を用いる場合や固有名詞を用いる場合、いわてで育む条例第2条の用語の定義による「子ども」を対象とした取組等を示す場合、他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合など)

（参考）本計画におけるこども以外の表記

若者：思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者

青年期：おおむね18歳からおおむね30歳未満まで

ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

※ 「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合がある。

計画の全体構成（案）

第1章 計画に関する基本的な考え方

- 1 計画の位置付け・性格
- 2 計画期間
- 3 計画の構成

第3章 本県のこども・若者や子育て当事者に関する課題認識

- 1 少子化の進行について
- 2 こども大綱など国の動きから求められること
- 3 現状を踏まえた克服すべき課題

第2章 本県のこども・若者や子育て当事者を取り巻く現状

- 1 こどもの権利の状況
- 2 結婚を取り巻く状況
- 3 出産環境の状況
- 4 世帯当たり人員数及び保育等の状況
- 5 自己肯定感や有用感を育む教育の状況
- 6 こどもの社会的自立等の状況
- 7 こどもの貧困の状況
- 8 ひとり親家庭の状況
- 9 要保護児童等の状況
- 10 仕事環境の状況
- 11 東日本大震災津波の発生によるこどもを取り巻く状況

第4章 目指す姿及び推進する施策

- 1 目指す姿
- 2 目指す姿指標
- 3 推進する施策
- 4 推進する施策を構成する具体の取組

第5章 計画推進に向けて

- 1 計画推進のための役割
- 2 計画の推進体制
- 3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

いわての子どもを健やかに育む条例(平成27年岩手県条例第30号。以下「条例」という。)第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するもの。本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としているもの。

いわての子どもを健やかに育む条例の基本理念

- ① 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。
- ② 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。
- ③ 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

こども大綱の6つの基本方針(日本国憲法、こども基本及び子ども権利条約の精神に則っている)

- 1 こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- 2 こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- 3 ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- 6 施策の総合性を確保することその最善の利益を考慮して行われなければならない。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 関係計画との関係

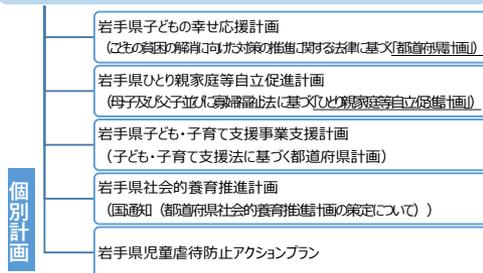
いわて県民計画(2019~2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進し、各政策分野の子ども・子育て支援に関する施策を、条例や、こども大綱等に基づき、横断的に進めるもの。また、県の各種関連施策に関する計画と調和を保ちながら、推進していく。

既存の「いわて子どもプラン」との変更点

2019~2024の体系

いわて子どもプラン(2020~2024)

- ・いわての子ども健やかに育む条例に基づく「実施計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」



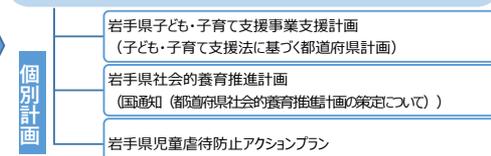
岩手県青少年育成プラン

- ・子ども若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども若者計画」

2025~2029の体系

いわてこどもプラン(2025~2029)

- ・いわての子ども健やかに育む条例に基づく「実施計画」
- ・こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・子ども若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども若者計画」
- ・こいの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」



第2章 こども・若者や子育て当事者取り巻く現状

○ 個別の施策テーマごとに、統計等に基づき「こども・若者や子育て当事者を取り巻く現状」を整理。

○ こどもの権利の状況

- ・ こどもにとって最もよいことを考えてもらえること 小4～6) 54.6%
 - ・ すべてのこどもは、健やかに生きる・育つことができること 小4～6) 71.6%
- ※ こどもの権利だと思っているものの割合

○ 婚姻を取り巻く状況

- ・ 未婚率(50歳時) R2) 男性 28.92%(H27:26.16%)
女性 16.32%(H27:13.07%)
- ・ 婚姻件数 R5) 3,376人 (H30:4,439人)

○ 出産環境の状況

- ・ 母の第1子出産平均年齢 R5) 30.3歳(H30:30.0歳)
- ・ 分娩取扱医療機関 R4) 22件(H30:29件)

○ 自己肯定感を持つ児童生徒の状況

R5) 中 79.1%(H30:76.9%) 小 82.0%(H30:82.3%)

○ こどもの社会的自立等の状況

- ・ 高卒者就職内定率(県内) R6.3) 71.5%
- ・ 大卒者就職内定率(県内) R6.3) 39.1%

○ こどもの貧困の状況

- ・ 収入150万円未満の世帯 R5) 12.8%

○ ひとり親家庭の状況

R5) 母子世帯 8,992世帯(H30:11,301世帯)
父子世帯 828世帯(H30:1,205世帯)

○ 要保護児童等の状況

- ・ 要保護児童数 R5) 174.9人(H30:179.1人)
- ・ 里親委託率 R5) 19.7%(H30:22.3%)
- ・ ヤングケアラーの状況 R4) 43件(R2:34件)

※県内市町村の要保護児童対策地域協議会で支援対象として登録されている児童のうちヤングケアラーと思われる数

○ 仕事環境の状況

R5) 総実労働時間 1,742.4時間(H30:1,840.8時間)
R5) 共働き世帯の男性の家事時間割合 43.0%
(H30:40.7%) ※ 週平均、女性の家事時間に対する割合

○ 東日本大震災津波の発生によるこどもを取り巻く状況

- ・ いわてこどものケアセンター相談件数 R5) 1,646件

第3章 本県のこども・若者や子育て当事者に関する課題認識

【「こども大綱」などの国の動きから求められること】

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、権利を保障
- 2 こども・若者の視点の追加
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援

【現状(第2章)を踏まえた克服すべき課題】

- 1 こども・若者の権利の保障
多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障
- 2 婚姻行動の変容
結婚支援、若者のライフプラン形成支援及び若年層の賃金等向上策の強化
- 3 安心して出産できる環境の整備
 - ・悩みを抱える妊産婦等を早期発見、相談支援
 - ・医師確保や周産期医療機関の機能分担と連携
 - ・救急搬送体制の充実強化
 - ・不妊に悩む夫婦の総合的な支援
- 4 自己肯定感や有用感を育む教育の推進
多様な価値観を認め合う道徳性のかん養や人権意識の醸成
- 5 こども・若者の社会的自立に関すること
こども・若者やその保護者等が必要な支援を受けられる体制づくり

- 6 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
 - ・就労支援の充実、教育の支援、相談支援の更なる強化
 - ・親の妊娠・出産期からの相談支援の充実・居場所づくり
- 7 ひとり親家庭の支援の更なる充実に関すること
 - ・就労支援、教育支援、相談支援等の更なる充実
 - ・関係機関の連携強化による体制整備
- 8 児童虐待の発生予防、早期発見、相談・対応機能の充実等
児童相談所、市町村の相談体制の充実、関係機関との連携強化
- 9 社会的養護を必要とするこどもたちに対する環境整備
里親委託の推進、児童養護施設等の環境改善・ケア体制の充実
- 10 仕事と子育てを両立できる環境づくり
 - ・市町村と連携した、子ども・子育て支援の充実
 - ・仕事と子育ての両立に向けた環境整備(働き方改革等)
- 11 東日本大震災津波の経験を踏まえた子どものこころのケア
中長期的なこころのケアなどの支援
- 12 自然災害の発生や社会経済環境の激変等に伴う影響

第4章 目指す姿及び推進する施策

1 目指す姿（案）

P 8 から再掲

県民一人ひとりの個性や多様性が尊重され、その中でこどもが愛情を感じ、大切にされていることを実感できるいわて

こどもが大人と対等の個人として信頼され、社会の一員として参画できるいわて

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、ライフステージに応じた切れ目ない支援により、誰もがこどもをすこやかに育みやすく、こどもが幸せに育つことができるいわて

2 目指す姿指標（案）

P 9 から再掲

合計特殊出生率、男性の家事時間割合、総実労働時間、自己肯定感を持つ児童生徒の割合

<考え方>

本計画は、いわて県民計画（2019～2028）における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンの「家族・子育て」等の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定する。

※ 年度目標値は、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン（計画期間：令和5年度～令和8年度）において設定している指標を設定。当該プランは令和8年度までを計画期間としているため、次期プランの策定時点で、年度目標値を置き換え

3 推進する施策（案）

- | | |
|---|--|
| (1) こども若者・若者の権利を保障し、最善の利益を図る | (5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する |
| (2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する
(誕生前から幼少期まで) | (6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する |
| (3) こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期) | (7) 東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けたこども
や保護者を支援する |
| (4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する(青年期) | |

第4章 目指す姿及び推進する施策

4 推進する施策を構成する具体の取組(案)(一覽)

(1) こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

- ア こどもや若者の意見を聴いて施策への反映を進めていきます
- イ こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します
- ウ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくります

ライフステージごとの推進施策

(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する (誕生前から幼少期まで)

- ア 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりを推進します
- イ 安全・安心な出産環境を整備します
- ウ 多様な保育サービスの充実を図ります

(3) こどもの健やかな成長を支援する(学童期・思春期)

- ア 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます
- イ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】
- ウ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】
- エ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】
- オ 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます
- カ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります
- キ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます
- ク 地域に貢献する人材を育てます

(4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する(青年期)

- ア 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりを推進します
- イ 愛着を持てる地域づくりを推進します
- ウ 青少年を非行や事故から守る環境づくりを推進します
- エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します

(5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

- ア こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します
- イ 児童虐待防止対策を推進します
- ウ 社会的養育体制の充実を図ります
- エ ひとり親家庭の自立を支援します
- オ ヤングケアラーの支援体制を構築します

(6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

- ア 安心して子どもを生み育てられる環境をつくります
- イ 心身ともに健やかに生活できる環境をつくります
- ウ 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
- エ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます
- オ 仕事と生活を両立できる環境をつくります
- カ 快適で豊かな暮らしを支える生活環境をつくります
- キ 地域の暮らしを支える公共交通を守り、つながりや活力を感じられる地域コミュニティを目指します
- ク 性別や年齢にかかわらず活躍できる社会をつくります
- ケ 女性・若者・障がい者などの職業能力開発を支援します
- コ 若い世代の県内就業を促進し、U・Iターンを推進します

(7) 東日本大震災津波や様々な逆境的体験の影響を受けたこどもや保護者を支援する

- ア 被災によるトラウマ等を抱えるこどもや保護者を支援します
- イ 被災児童が安心して学べる環境を支援します

第5章 計画推進に向けて

1 計画の推進のための役割

保護者	自らが子育てについて最も重要な役割を担っているという認識の下、必要に応じて県、市町村及び子ども・子育て支援機関等による子ども・子育て支援の活用を図りながら、子どもを健やかに育むこと。
子ども・子育て支援機関等	子ども・子育て支援に関する専門的な知識及び経験を生かし、子ども・子育て支援を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
事業主	その雇用する労働者が安心して子どもを生み、育てることができるようにするために必要な雇用環境の整備を行うとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
県民	子ども・子育て支援についての関心と理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めること。
市町村	住民に一番身近な存在として、こども施策の主体的な役割を担っており、国のこども大綱や都道府県こども計画を勘案して、県、関係機関、団体等との連携の下、住民ニーズを把握しながら、各市町村の実情に応じたきめ細やかな施策を実施すること。

2 計画の推進体制

「岩手県子ども・子育て会議」、「岩手県青少年問題協議会」等の場を通じて、年齢及び発達の過程に応じてこどもを含めた県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図る。

3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

- ・ 計画の実施状況は、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表
- ・ 「岩手県子ども・子育て会議」等の意見や、近年多発する自然災害、不測の社会経済環境の変化を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行い、効果的かつニーズに合った施策の推進に努める。

**推進する施策を構成する具体の取組
について**

推進する施策を構成する具体の取組（趣旨）

(1) こども・若者の権利を保障し、最善の利益を図る

全てのライフステージに共通する事項として、最も重要なものであり、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていく必要があります。

こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図ります。こどもや若者の自己選択・自己決定・自己表現を社会全体で後押しし、成育環境、家庭環境等によって差別的扱いを受けないようにします。

(2) こどもの将来にわたるスタートのための支援を推進する(誕生前から幼少期まで)

こどもの誕生前から幼児期までは、将来にわたって持続的に身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあるための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定であるという前提の下、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを生み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えるため、結婚や妊娠を希望する方々への支援を推進します。

また、乳児期におけるしっかりとしたアタッチメント(愛着)の形成などを通じて、自己肯定感をもって成長することができるようにするため、妊娠後やこどもが生まれた後の支援を推進します。

推進する施策を構成する具体の取組（趣旨）

（3）こどもの健やかな成長を支援する（学童期・思春期）

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期であり、思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、自分らしさを形成していく時期です。

こどもたちが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくとともに、学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる環境の整備に取り組めます。

（4）健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期）

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々な挑戦や選択を行う時期でもあり、青年期の若者が、自分の希望や適性に合った選択をし、その選択を地域社会が尊重し応援する在り方が求められています。

こども・若者が将来の夢や希望を持って成長しながら、社会における自己を確立することができるよう、個性や主体性を発揮して自主的に自立した活動ができる環境づくりや愛着を持てる地域づくり、こどもを非行や事故から守る環境づくり、若者が活躍できる環境づくりを進めます。

推進する施策を構成する具体の取組（趣旨）

（5）困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

貧困、虐待等の困難な状況に置かれているこどもや若者、子育て世帯を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援、合理的配慮を行うことが重要です。

そのため、こどもの貧困の解消に向けた対策、児童虐待防止対策、社会的養育体制の充実、ひとり親家庭の自立支援、ヤングケアラーの支援体制の構築などに取り組みます。

貧困により、こどもがその権利利益を害されたり、社会から孤立したりすることが深刻な問題であることを踏まえ、こどもの現在の貧困を解消するとともに、こどもの将来の貧困を防ぐことを旨として、ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組みます。

（6）こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

地域社会、企業など様々な場で、全ての人がかどもや子育て中の方々を応援し、社会全体でこどもに関わることで、安心してこどもを生き育てることができ、こどもを含む全ての人、性別・年齢・障がいの有無に関わらず、健やかに生活できる社会環境づくりを推進します。

特に、子育て当事者にとっては、子育てしづらい社会環境や、根強い固定的な性別役割分担意識等を背景とした仕事と子育てを両立しにくい職場環境があり、子育ての経済的・精神的負担感が存在しています。また、若い世代の雇用と所得環境の安定を図り、経済的基盤を確保し、若い世代が将来を見通して安心して仕事におけるキャリアとライフイベントの双方にチャレンジできる環境を整備する必要があります。

推進する施策を構成する具体の取組（案）

(7) 東日本大震災津波や様々な逆境の体験の影響を受けた子どもや保護者を支援する

東日本大震災津波により被災した子どもの多くは、震災そのものによるトラウマやストレス等を抱えるほか、地域全体が被災したことによる環境の大きな変化や親の心身の不調などによる影響も受けており、今後も中長期的なケアが必要です。

被災地の子どもや家庭への心のケアや、要保護児童への支援など、東日本大震災における子どものケアの経験から得られた知見や構築された支援体制等を活かしたこれからの子どもへの支援に取り組みます。

推進する施策の主な指標

施策	主な指標	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)
(2)	結婚サポートセンター会員における成婚者数〔累計〕	人	36	250
	いわて子育てにやさしい企業等認証の認証数〔累計〕	事業者	75	515
(3)	多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合	%	小 77 中 81 高 90	小 80 中 84 高 90
	学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合	%	小 85 中 85 高 90	小 88 中 88 高 90
(4)	青少年活動交流センター利用者数（作品応募者数を含む）	人	8,842	23,000
	いわて若者交流ポータルサイトアクセス数	件	61,827	79,500
(5)	子ども食堂など子どもの居場所づくりに取り組む市町村数	市町村	24	33
	市町村要保護児童対策地域協議会に調整担当者(有資格者)を配置している市町村数	市町村	30	33
(6)	いわて働き方改革推進運動参加事業者数〔累計〕	事業者	680	1,350
	年次有給休暇の取得率	%	56.1	65.0

※ 計画目標値等は、いわて県民計画（2019～2028）次期アクションプランの策定過程等で、置き換え

第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会の 会議結果の報告について

【第2回支援計画部会】

1 会議日時

- (1) 会議名 第2回岩手県子ども・子育て会議支援計画部会
- (2) 日時 令和6年11月12日(火) 13:15～14:30
- (3) 会場 盛岡地区合同庁舎8階 講堂A
- (4) 出席者数 部会委員6名中5名

2 議事内容

- 次期「岩手県子ども・子育て支援事業支援計画」中間案について
事務局から、部会における意見等の反映状況、市町村における教育・保育及び放課後児童クラブの見込み量等を踏まえ作成した計画中間案について説明し、意見を伺った。

【主な意見等】

- ・ 教育・保育従事者の給与が首都圏と大きく差があり、人材確保が困難。
- ・ 子ども支援員や放課後児童支援員について、多くの方が資格取得できるよう支援をお願いしたい。
- ・ 教育・保育の仕事に魅力を感じてもらうために発信していく場があればよいのでは。
- ・ やりがいのある仕事だと伝えるため、行政も方策を考えていただきたい。
- ・ 教育・保育の仕事に関心がある学生が将来性がないと判断し、諦めることがないよう考えていく必要がある。

3 今後のスケジュール

2月6日開催予定の第3回支援計画部会において、最終案の協議を行うこととしている。